

環境影響評価法の一部を改正する法律案要綱

第一 環境影響評価方法書の作成前の手続の見直し

既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であつて現に存するものをいう。以下同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、第三条の三第一項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならないものとする。こと。（第三条の三第二項関係）

一 事業実施想定区域

二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

第二 環境影響評価に係る書類等の公開

環境大臣は、事業者等が次の一から五までに掲げる手続を経たときは、一から五までに掲げる書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができるものとする。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならないものとする。

（第五十二条関係）

一 第三条の四第一項（第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた配慮書

二 第七条（第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価方法書

三 第十六条（第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価準備書

四 第二十七条（第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価書

五 第三十八条の三第一項（第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公

表 当該公表がされた報告書

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

（附則第二条及び第三条関係）

三 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第四条関係）

四 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第五条関係）